

羽生市子育て支援ヘルパー

ご存じですか??

羽生市社会福祉協議会では、産前・産後の家庭を対象に子育て支援ヘルパーを派遣しています。



子育て支援ヘルパーとは…

日中、家族等の援助が受けられず、日常生活に支障がある妊産婦のご家族に対し、家事等のお手伝いを行う事業です。



① 利用対象者

市内に住所を有する妊婦又は産婦。

(妊婦とは… 母子健康手帳を取得した方。)

(産婦とは… 出産翌日から6ヶ月未満の方。

多胎出産は出産翌日から1年未満の方。)

② 援助の内容

(1) 食事の援助

(5) 食材又は生活必需品の買い物

(2) 衣類の洗濯

(6) 検診等の付添い

(3) 居室の掃除

(7) 関係機関への連絡

(4) 乳児のもく浴の補助

(8) その他、市長が必要と認めるもの

(ヘルパーだけでは行えません。)

③ 利用回数と時間

(1) 回数 1日2回(多胎出産は4回)

(2) 時間 1日2時間(多胎出産は4時間)

母子健康手帳の交付を受けた日から生後6ヶ月(多胎出産は1年)を経過した日までの合計60時間(多胎出産は120時間)

④ 利用負担額 (1時間)

市民税課税世帯 1,000円

市民税非課税世帯 500円

生活保護世帯 無料



⑤ 派遣するホームヘルパーについて

介護福祉士又は、ヘルパー2級以上の資格を持つホームヘルパー。

詳しい内容やご不明な点は、羽生市社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

TEL **048-561-1121(内線545)**

